第百四十四条の四第一項第三号	。）の規定	。）並びに租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第九項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定
第百四十四条の四第一項第四号及び第二項第二号	。）の規定	。）並びに租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第九項の規定

第三十八条の四第四十三項の表第百四十四条の六第一項第三号の項から第百四十四条の十三第一項第二号及び第二項の項までの規定中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十八条の六十八第八項」を「第六十八条の六十八第九項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第六十二条の三第十一項」を「第六十二条の三第十二項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に、「第六十八条の六十八第八項」を「第六十八条の六十八第九項」に、「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項中「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第六十八条の六十八第九項」を「第六十八条の六十八第十項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項第六号中「第三十九条の九十七第十二項第二号」を「第三十九条の九十七第十三項第二号」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十六項中「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に、「第六十八条の六十八第九項」を「第六十八条の六十八第十項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十五項中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項の次に次の一項を加える。

35　法第六十二条の三第八項に規定する政令で定める場合は、第三十二項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、財務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき同条第八項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により同条第五項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合とし、同条第八項に規定する政令で定める日は、当該予定期間の末日から同日以後二年を経過する日までの期間内の日で当該確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月三十一日とする。

第三十八条の五第二十四項中「前条第三十七項」を「前条第三十八項」に改め、同条第二十五項中「前条第三十九項」を「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改め、同条第二十六項中「前条第四十三項」を「前条第四十四項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二十七項中「前条第四十四項」を「前条第四十五項」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第三十九条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第二十八項から第三十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十七項の次に次の一項を加える。

28　法第六十四条の二第十七項に規定する政令で定める日は、同条第七項に規定する指定期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で代替資産の取得をすることができるものとして同条第十七項の所轄税務署長が認定した日とする。

第三十九条の四第三項中「又は機構（」を「又は」に、「緑地管理機構又は特定緑地管理機構（都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により指定された特定緑地管理機構で都市緑地法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものをいう。第二号において同じ。）のうち、」を「緑地保全・緑化推進法人（」に、「あるものをいう」を「あるものに限る」に、「同じ。）に」を「推進法人」という。）に」に、「（機構）」を「（推進法人）」に改め、同項第一号中「機構」を「推進法人」に改め、同項第二号中「機構に」を「推進法人に」に、「第六十八条第一項」を「第六十九条第一項」に、「都道府県知事の属する都道府県の区域内（当該機構が特定緑地管理機構である場合には、都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第一項の指定をした市町村の長の属する当該」に、「）に存する都市緑地法」を「に存する同法」に改め、同項第三号中「機構」を「推進法人」に改める。

第三十九条の七第一項中「の取得」の下に「（建設及び製作を含む。）」を加え、「第十号」を「第八号」に改め、同条第二項中「事務所又は」及び「事務所」を削り、同条第四項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第五項中「第六号」を「第五号」に改め、同条第六項中「第八号」を「第六号」に改め、同条第七項中「第九号」を「第七号」に、「機関車（専ら車両の入換えを行うために使用されるものを除く。）」を「電気機関車」に改め、同条第八項中「第十号」を「第八号」に改め、同項第一号中「次項第二号ロにおいて同じ。）、沿海運輸業」を「次項第二号イにおいて同じ。）又は沿海運輸業」に改め、「又は漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。次項第二号において同じ。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　建設業又はひき船業の用に供されている船舶　四十年

第三十九条の七第九項中「第十号」を「第八号」に改め、同項第一号中「及び農林水産大臣」を削り、同項第二号中「船舶で」を「次に掲げる船舶で」に、「期間（以下この号」を「期間（八」に改め、「（次項各号において「譲渡資産」という。）」、「（次に掲げる船舶にあつては、それぞれ次に定めるものに限る。）」及び「及び農林水産大臣」を削り、同号イ及びロを次のように改める。

イ　海洋運輸業の用に供される船舶

ロ　沿海運輸業の用に供される船舶

第三十九条の七第九項第二号に次のように加える。

ハ　建設業又はひき船業の用に供される船舶でその船齢が耐用年数（法人税法の規定により定められている耐用年数をいう。）以下であるもの

第三十九条の七第十項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「同条第一項の譲渡をした資産である土地等に係る面積に五を乗じて計算した」に改め、同項各号を削り、同条第十二項中「）を」を「第十四項及び第十七項において同じ。）を」に改め、同条第二十一項第一号中「取得した」を「取得（建設及び製作を含む。第二十三項及び第二十四項において同じ。）をした」に、「同項及び同条第九項」を「同条第一項又は第九項」に改め、同条第二十六項及び第二十七項中「第九号」を「第七号」に改め、同条第二十八項中「掲げる資産の取得」の下に「（建設及び製作を含む。以下第四十三項までにおいて同じ。）」を加え、同条第二十九項及び第三十六項中「第十号」を「第八号」に改め、同条第四十八項中「又は」を削り、「ときは」を「とき、又は第九項各号の規定により船舶を指定したときは」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十七項を同条第四十八項とし、同条第四十三項から第四十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四十二項の次に次の一項を加える。

43　法第六十五条の八第十九項に規定する政令で定める日は、同条第七項に規定する取得指定期間の末日の翌日から起算して二年以内の日で同条第十九項に規定する資産の取得をすることができるものとして同項の税務署長が認定した日とする。

第三十九条の十一中「第七十五条の二第六項」を「第七十五条の二第八項」に改める。

第三十九条の十二第五項中「第三十九条の十四」を「第三十九条の十七の三」に改め、同条第六項中「法第六十六条の四第一項」を「同項」に改める。

第三十九条の十三の二第一項中「第二十三条の二」の下に「、第二十七条」を加え、「第六十六条の六第一項」を「第六十六条の六第二項第一号」に、「若しくは同条第四項」を「、同条第六項」に、「部分課税対象金額又は」を「部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額又は」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「部分課税対象金額を」を「部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を」に改め、同条第十八項中「第六十六条の六第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国